



# 子ども・子育て支援新制度の解説

## ①制度概要

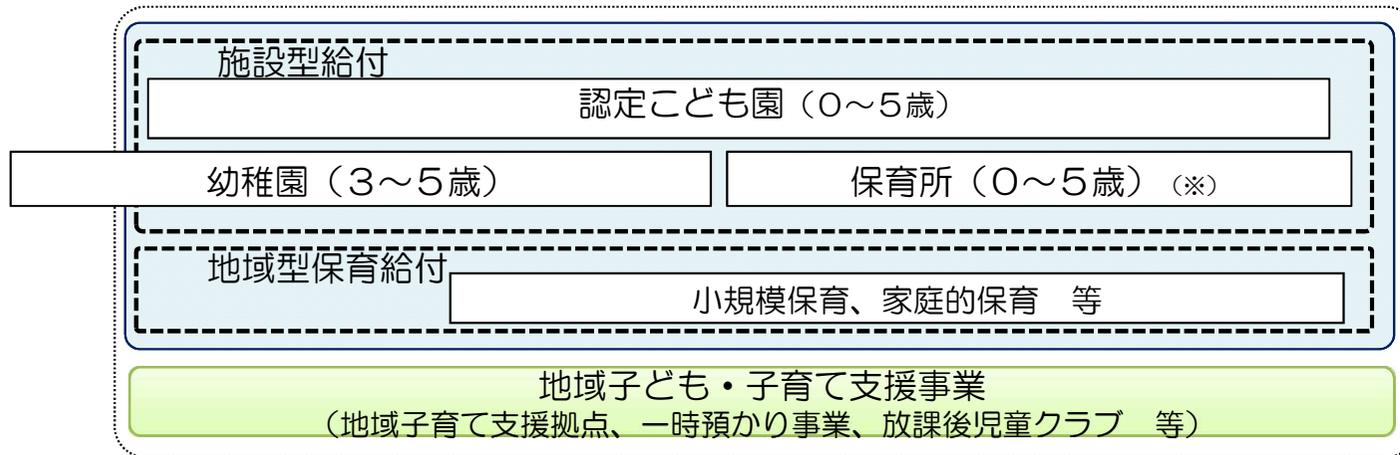
平成26年7月  
文部科学省

# I . 制度の全体像

# 子ども・子育て支援新制度の全体像

## ① 幼児期の学校教育・保育・子育て支援について共通の仕組みの下で必要な財源を確保

- ◇ 「施設型給付」「地域型保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の創設・充実
- ◇ 公定価格(国で告示) (※) = 施設型給付(施設が法定代理受領) + 利用者負担(国基準内で世帯所得を勘案して市町村が設定)



(※)私立保育所については、委託費

安定財源を確保し、子育て分野の「量的拡充」「質の改善」を実現

- ・ 消費税財源で約0.7兆円
- ・ それ以外の財源を含め約1兆円超

## ② 市町村が計画的に地域の子育て基盤を整備(市町村の責務として位置づけ)

- ◇ 市町村は地域の需要(潜在需要を含む)を把握し、5か年計画を通じて給付・事業を推進(幼児教育を含む)
- ◇ 教育・保育の利用時間(教育標準時間、保育標準時間、保育短時間)を居住地市町村が認定(短時間就労も対応)
- ◇ 市町村が給付の対象施設・事業者を確認し、施設・事業者が計画に協力(利用定員、応諾義務・運営基準)

## ③ その他の制度改善

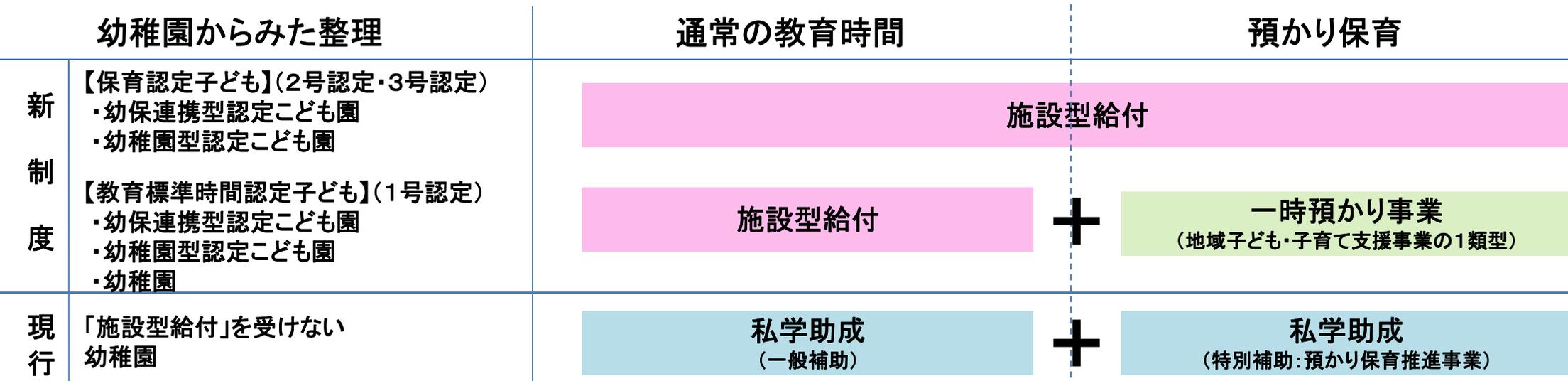
- ◇ 幼保連携型認定こども園の二重行政の解消、認定こども園への財政支援の恒久化
- ◇ 保育所・認定こども園の認可・認定制度の見直し(裁量の恣意性の排除)、意向を踏まえた需給調整の特例
- ◇ 小規模保育等の新設(大都市部の保育需要増大、人口減少地域の保育の確保等に対応し、質を確保しつつ財政支援を拡充)

# 施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○ 子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育を利用する子どもについて次の3つの認定区分に従って、居住地市町村が認定（区分、事由、保育必要量）を行い、利用施設・事業者が施設型給付費等を法定代理受領する。

認定区分	給付の内容 (保育必要量)	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外のもの</u> (1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。



# 子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等		財政措置	選考・保育料等の取扱い
			(認可)	(確認)		
新制度	「施設型給付」を受ける認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育と保育を提供する機関(幼保連携型) :学校と児童福祉施設の位置付け</li> <li>○幼稚園型(幼稚園型) :保育機能を認定</li> <li>○市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保連携型 都道府県・指定都市・中核市が、認可・指導監督</li> <li>○幼稚園型 都道府県が認可・認定・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保連携型・幼稚園型共通 「給付の支給対象施設」として、<u>市町村</u>が確認・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「保育の必要性」の認定を受けた利用者: 「保育時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○その他の利用者: 「教育標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○私学助成(特別補助等)※<sup>3</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応諾義務 *「正当な理由」がある場合を除く</li> <li>○利用者負担は応能負担 *一定の要件の下で上乗せ徴収可</li> </ul>
	「施設型給付」を受ける幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育を提供する機関</li> <li>○市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が認可・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「給付の支給対象施設」として、<u>市町村</u>が確認・指導監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「教育標準時間」に対応する「施設型給付」※<sup>2</sup></li> <li>○私学助成(特別補助等)※<sup>3</sup></li> </ul>	
現行どおり	「施設型給付」を受けない幼稚園※ <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育を提供する機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が認可・指導監督</li> </ul>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私学助成(一般補助・特別補助)</li> <li>○幼稚園就園奨励費(保護者向け)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建学の精神に基づく選考</li> <li>○利用者負担は設置者が設定</li> </ul>

※<sup>1</sup> 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

※<sup>2</sup> 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※<sup>3</sup> 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。

## Ⅱ. 自治体計画と認可・認定制度

# 市町村子ども・子育て支援事業計画イメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

## <量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

## <確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

## ○区域設定

## ○幼児期の学校教育・保育

### <量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

### <確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。  
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

## ○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

量の見込み

確保の内容、  
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

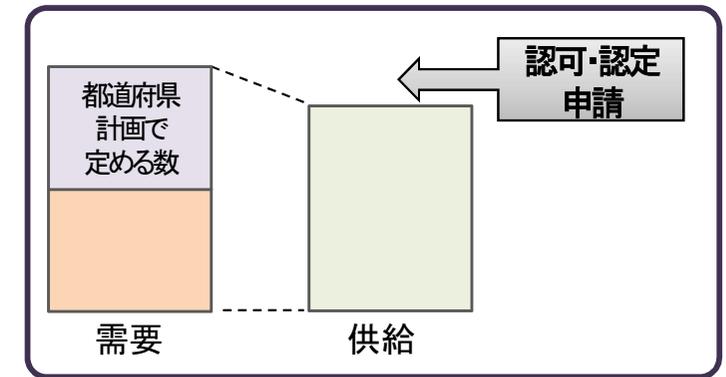
# 自治体計画と認可・認定の関係

- 保育所・認定こども園・地域型保育事業の認可・認定は、計画上の需要と供給の状況に応じて以下のとおり。  
需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) ⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)  
需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) ⇒ 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

## ○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

➔ 需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給  
⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

- ※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たり、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。
- ※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



上記認可・認定の扱いは、認定こども園法施行規則に規定(7月2日官報掲載)

## ◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

- 「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

## ◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことにご留意ください。